

令和8年度積算基準等の主な改定内容

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

(1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

地域の実情や現場の状況等に応じた、多様な働き方の実現を目指していく。これまで実施してきた週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とする。

(2) 一般管理費等率の改定

最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定する。

引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

2. 公共工事に従事する者の労働環境の改善

(1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

(2) 快適トイレの費用計上の拡充

最新の調査実態を踏まえ、上限額の見直し。 (57,000円/基・月)

また、更なる現場環境改善を推進する観点から、上限基数の撤廃。

3. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害における復興係数・復興歩掛

令和6年能登半島地震（石川県内）の被災地においては、工事における作業効率の低下が確認されたことから、実態調査結果を踏まえ、歩掛の日当り標準作業量の補正（復興歩掛）を新たに設定。

平成23年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）及び平成28年熊本地震（熊本県内）の被災地においても、実態調査の結果を踏まえ、間接工事費や歩掛の日当り標準作業量の補正について継続。

(2) 品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

保険料については、品確法に適合した保険契約実績が少ないことなどから、当面は受注者（または契約予定者）から当該保険料に関する見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上することで積算に反映する。

4. 働き方改革に取り組める環境整備

(1) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改訂

現場移動等により作業時間が短くなったことや、建設現場の作業管理として行われている作業休止時間が増えたことにより実作業時間が短くなったことで、日当たり施工量が減少している傾向がみられた工種の歩掛を改定。

地すべり防止工（ふとんかご）

5. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事

① 標準歩掛・参考歩掛

【農林単独】

[新規制定] ため池堤体盛立工

[適用範囲の改正] ダクタイル鑄鉄管機械布設 (たて込み簡易土留)

【2省共同】

[新規制定] 鉄筋工、中層混合処理工 (ICT)

[移動時間を考慮した改訂] 地すべり防止工 (ふとんかご)

[使用機械、労務等の変動による改定] 場所打杭工 (ダウンガールハンマ工)、仮橋・仮棧橋工

[資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定] PC橋架設工

[廃止] 市場単価 (鉄筋工、ガス圧接工、軟弱地盤処理工)

② 施工パッケージ関係

[新規制定] 路盤工 (ICT)

[使用機械、労務等の変動による改定] 機械土工 (土砂) [ブルドーザ掘削]、
機械土工 (岩石) 掘削、機械土工 (土砂) [床掘] (ICT)、捨石工

[適用範囲の改正] 舗装版切断工

[積算条件区分の改正] ボックスカルバート機械据付、安定処理工、暗渠排水管布設

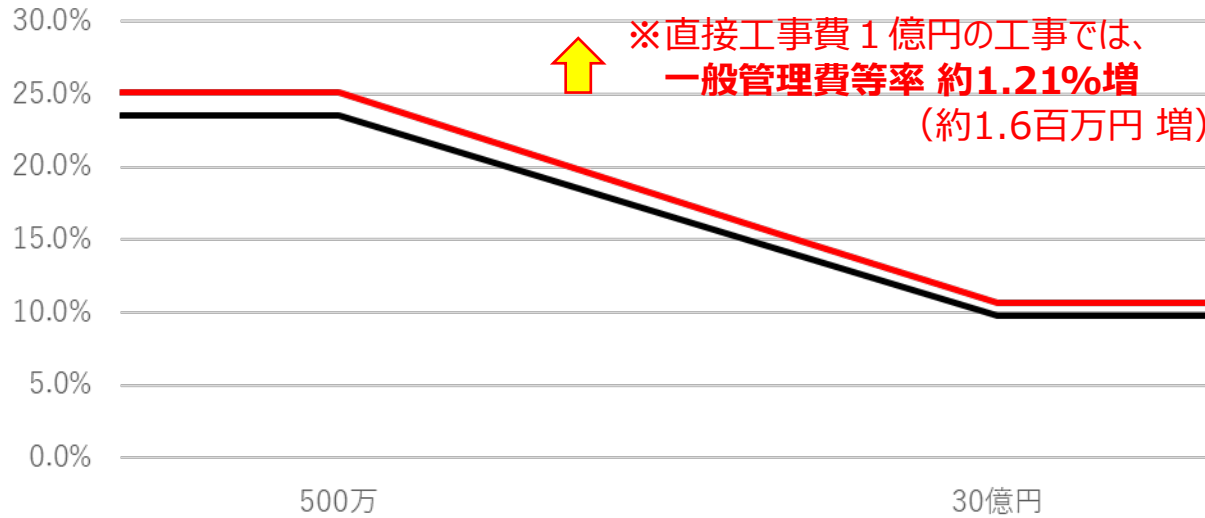
[その他] 作業日当り標準作業量

一般管理費率の改正

(施工企画調整室)

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充手を強化。
- 積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。(施設及び設備は監督職員と必要性を協議し、積上げ費用の上限なし)

■現場環境改善費の内容

計上費目	実施する内容
仮設備関係	昇降設備の充実、環境負荷の低減、ICT設備の充実、作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、労働者宿舍の快適化、現場休憩所の快適化(交通誘導警備員待機室を含む)、衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実、盗難防止対策、健康関連施設の充実、野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)、見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む)、社会貢献・地域対策費等(農家との調整、地域行事等の経費含む)、現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

※計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

■現場環境改善費用の算定式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

i : 現場環境改善費率 (%) **392.8 - P_i^{-0.3520}** (5億円以下の場合)
0.34 (5億円を超える場合)

P_i : 対象額 (円) (直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額)

α : 積上げ計上分 (円) ※対象額の上限は5億円

■積上げ計上の際の留意事項

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

(参考) 熱中症対策に要する費用計上について (1/2) (R元.5~)

- 国営土地改良事業等の工事積算における、熱中症対策に関する対応としては、
 - ① 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行
 - ② 現場環境改善費による猛暑対策（熱中症予防）があり、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

① 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行<R元年度より試行>

- ・ 現場管理費に工事現場の安全のための避暑対策（熱中症予防）のに要する費用として計上。
- ・ 主に作業員個人に対する熱中症対策費用として、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等が対象。

【空調服】



ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
とクーリングベルト



熱中症対策キット



経口補水液等



塩飴等

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

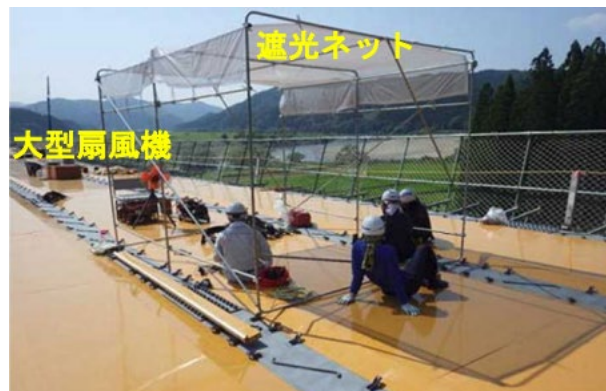
〔注〕個人の所有するもの
ではないことに留意

(参考) 熱中症対策に要する費用計上について (2/2)

② 現場環境改善費による猛暑対策 (熱中症予防) (R2年4月～(R8年4月改正))

- ・ 現場環境の改善に要する費用として積上げ計上 (監督職員と必要性を協議、上限なし)。
- ・ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等が対象。

【メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置】



【現場休憩所にテント・ミストファン設置】



【休憩所から離れている個所に休息車を配置 (車内にクーラーや温冷庫を設置)】



※これ以外の品目についても、実態に応じ計上することも可能

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

- 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
- 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

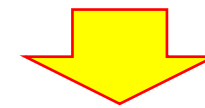
3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
 ※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、
 入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続・新設）

（施工企画調整室）

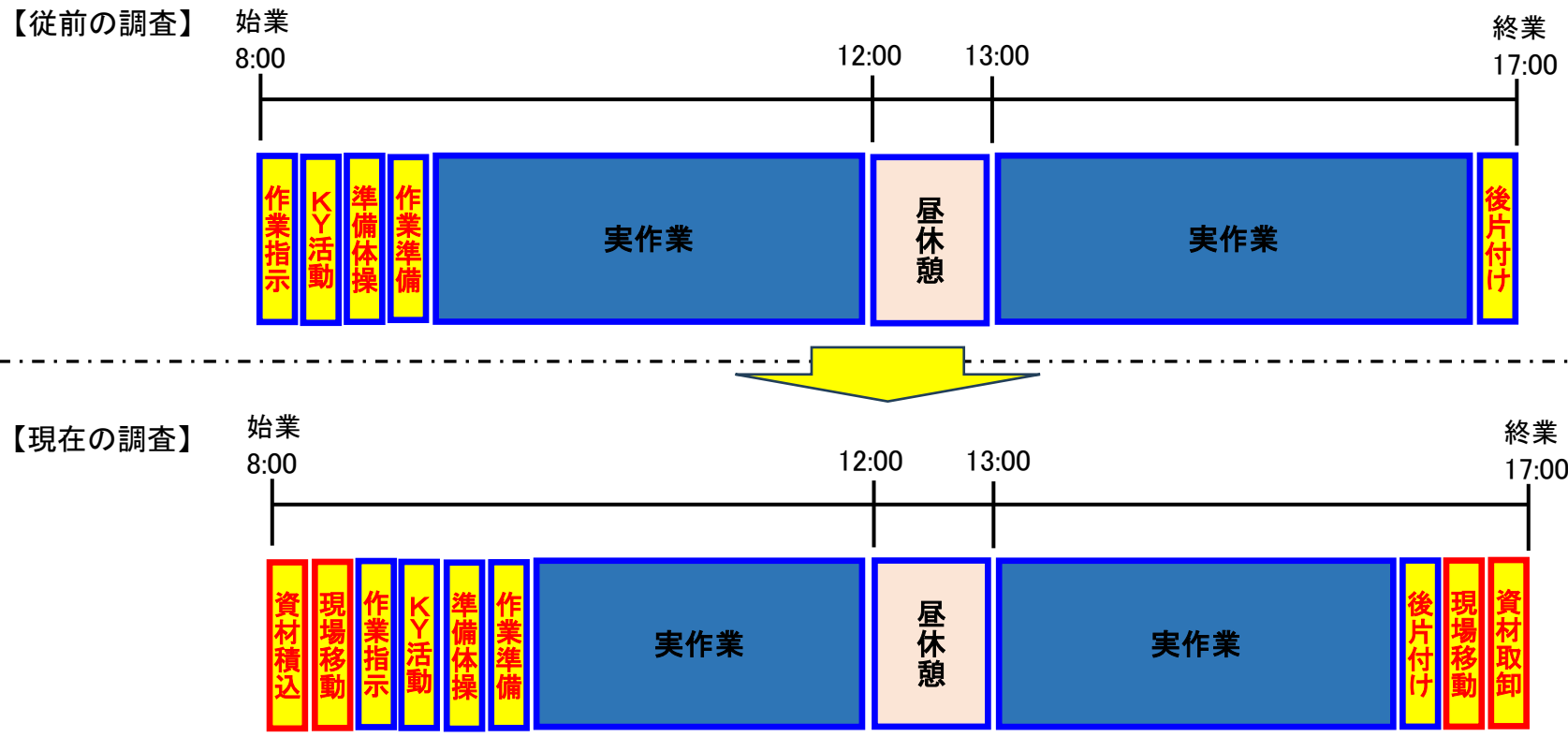
○ 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

		岩手・宮城・福島県内 （東日本大震災）	熊本県内 （熊本地震）	石川県内 （中能登・奥能登地域） （能登半島地震）
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	—
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	—
	補正率	共通仮設費：1.3	共通仮設費：1.1	—
		現場管理費：1.1	現場管理費：1.1	—
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R8.4.1
	対象工種	—	土工	土工
	補正率	—	土工：標準作業量を10%低減	土工：標準作業量を20%低減 As舗装工：標準作業量を10%低減
備考		岩手県、宮城県においては、令和8年度に限り暫定措置	令和8年度に限り、復興係数・復興歩掛の変更を猶予	

移動時間を踏まえた積算の適正化

(施工企画調整室)

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映。
- 道路での工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映。



- 次の工種について、調査・分析により改定
・地すべり防止工(ふとんかご)

施工概要

本歩掛は、ため池盛立工における敷均し・締固め作業に適用する。敷均し厚さは10cm以上30cm以下、施工幅員は1.0m以上とする。

(注) 1. 本歩掛で対応しているものは、実線部分のみである。
 2. 敷均しには、かき起こし作業を含むものとする。



敷均し



締固め

制定概要

- ・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)」による防災重点農業用ため池を対象にした改修工事が増加したことから、歩掛を制定するものである。
- ・敷均し厚さ、10cm以上30cm以下のため池盛立工における、敷均し・締固め作業に適用する。

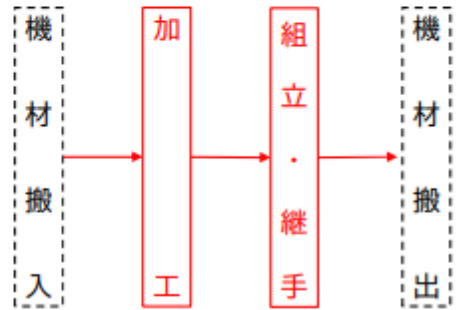
● 敷均し・締固め作業歩掛 (100m³当り)

盛立材料区分	施工幅員	機種	作業内容	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	敷均し機械運転時間(日)	締固め機械運転時間(日)
刃金土 抱土 さや土	1.0～2.5m	バックホウ バケット容量 0.45 m ³ 振動ローラ コンバインド式運転 質量3～4t	敷均し 締固め	1.0	—	4.8	1.0	0.3
	2.5～4.0m			1.0	—	4.2	1.0	0.3
	4.0m以上			1.0	—	2.3	1.0	0.3

(注) 1. 施工幅員は盛立材料ごとの施工幅員とする。

鉄筋を設計図書に示された形状及び寸法に一致するように、現場において鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束により組み立てる工法

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

赤字：制定箇所

【主な制定概要】

- 現場における加工、組立、継手の歩掛を新規制定
- 加工、組立は、「一般構造物」「橋梁用床版」「場所打ち杭の鉄筋かご」「トンネル内構造物」「差筋および杭頭処理」に適用
- 継手は、「ガス圧接継手」「機械式継手(グラウト)」「機械式継手(ねじ加工)」に適用

●加工

名称	単位	鉄筋径 (mm)						
		10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鉄筋工	#	2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8
普通作業員	#	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
諸雑費	%	12						

●組立(一般構造物/トンネル内構造物)

名称	単位	鉄筋径 (mm)						
		10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄筋工	#	3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
普通作業員	#	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸雑費	%	8			11			

●組立(橋梁用床版) (1t当り)

名称	単位	鉄筋径 (mm)	
		10~13	16~25
土木一般世話役	人	0.5	0.4
鉄筋工	#	3.5	2.9
普通作業員	#	0.3	0.2
ラフテレーンクレーン運転	日	0.11	0.11
諸雑費	%	8	

●ガス圧接継手

名称	単位	鉄筋径 (mm)					
		16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5
鉄筋工	#	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2
溶接工	#	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2
普通作業員	#	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2
アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0
酸素	m3	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0
諸雑費	%	8					



加工



ガス圧接継手



組立



機械式継手(グラウト)

クレーン又は大口径ボーリングマシンに取付けたダウンザホールハンマの打撃により地盤(岩盤等)を掘削し、鋼管又はH形鋼を建込み、中詰材・外詰材の注入等の一連作業で杭を形成する工法。比較的安定した地盤で、孔壁保護を行わずに施工する場合に使用される。

【施工フロー】

赤字：改定箇所



【主な改定概要】

- 設計杭径に対する削孔径の一部見直し
- 施工機械の規格を見直し
- 諸雑費率の見直し及びビット等損耗費率の設定

●設計杭径及び削孔径

項目	設計杭径 (mm)	削孔径 (mm)						
		170以上 220以下	220超え 270以下	270超え 320以下	320超え 360以下	360超え 430以下	430超え 510以下	510超え 580以下
削孔径 (mm)	H形鋼	300	350	400	450	500	600	650
	鋼管・防護柵	300	350	400	450	500	550	550
H形鋼	設計杭径は、H形鋼の対角線長とする。							
鋼管	設計杭径は、鋼管の外径とする。							
防護柵	設計杭径は、回転防止筋を含む外径とする。							

●機種を選定(A工法)

作業種別	機械名	規格	単位	設計杭径	
				430mm以下	430mm超え
掘削用	ラフテレーンクレーン 装着式アースオーガ	アースオーガ(油圧式)及びモンケン架装 ベースマシン35t吊	台	1	-
掘削用	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 最大吊上能力70t吊	台	-	1
	ダウンザホールハンマ	最大掘削径 φ305mm, φ445mm, φ508mm, φ650mm	台	表3.4による	
	空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュウ型(超低騒音型)・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量21~25.5 m ³ /min, 37~41 m ³ /min	台	表3.5による	
鋼管杭・H形杭等建込用、掘削機組立・分解用	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	台	1	



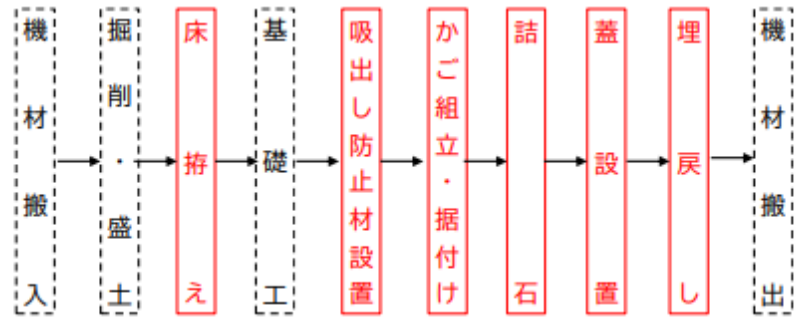
掘削状況



鋼管建込状況

地すべり防止施設及び急傾斜崩落対策施設においてふとんかごを製作し設置する工法

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

赤字：改定箇所

【主な改定概要】

- ・ 使用機械の見直し
- ・ 準備、後片付け、移動時間等を考慮した歩掛に見直し

●ふとんかご施工歩掛

(10m当り)

名称	規格	単位	ふとんかご規格 (cm)						摘要
			高さ40 幅120	高さ50 幅120	高さ50 幅200	高さ60 幅120	高さ100 幅120	高さ100 幅200	
土木一般世話役		人	0.7	0.8	1.2	0.9	1.4	2.6	
特殊作業員		〃	0.7	0.9	1.4	1.0	1.7	2.9	
普通作業員		〃	1.9	2.3	3.9	2.8	4.6	7.8	
バックホウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) バケット容量0.5m ³	日	0.4	0.6	0.9	0.7	1.1	1.8	賃料
不整地運搬車 運転	クローラ型・ダンプ式 排出ガス対策型(第3次基準値) 通称2t種	〃	0.3	0.4	0.7	0.6	0.8	1.4	賃料

※ 不整地運搬車運転は、必要に応じて計上



床拵え



吸出し防止材設置



かが組立・据付け



蓋設置

(国土交通省資料参照)

- 以下に示す市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。
- 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・

工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【3工種】

- ①鉄筋工
- ②ガス圧接工
- ③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

建設機械等損料の改定

(施工企画調整室)

機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率		年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料<注>(13)欄	供用1日当たり換算値損料(15)欄
							定期整備	現場修理				
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.05	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06	1.04
03 運搬機械	R06	1.18	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.00	1.15	1.13
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.09
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.11	1.10
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.19	1.18
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.14	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.06	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.19	1.04
16 ウインチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14
機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率		年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄	
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.15	
全平均	R06	1.15	1.00	0.99	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14

<注> 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によって「運転1日当たり換算値損料」として算出・掲載されているものもある。
 ※ 青字は、値が“1”未満であるもの。(青字で“1.00”と表示されている値は、端数処理(小数点以下3位で四捨五入)による。)

(国土交通省資料参照)

適用スケジュール

上記に示す改定内容については、令和8年4月1日以降に契約に係る案件から適用する。
 なお、旧基準に基づき予定価格を作成し、令和8年3月1日以降に入札書の提出期限となる工事及び業務については、契約後に新基準に基づき契約変更が可能。

